

開志専門職大学後援会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、開志専門職大学後援会と称する。

（目的）

第2条 本会は、開志専門職大学（以下、「本学」という。）の教育・研究事業を援助し、本学の発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第3条 本会は、事務所を本学内に置く。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）本学の教育・研究事業の後援
- （2）学生の課外活動の援助
- （3）学生の就職活動の援助
- （4）同窓会への支援
- （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- （1）正会員 本学に在籍する学生の保護者
- （2）特別会員 本学の教職員
- （3）賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 2人
- （3）理事 若干人
- （4）監事 2人

2 役員の任期は、役員を選出する総会までとする。ただし、再任を防げない。

3 役員は、無報酬とする。

（役員の選出）

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- （1）会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- （2）理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、本会の事業運営にあたる。
- (4) 監事は、会計及び会務を監査する。

(職員)

第9条 本会の事務を処理するため、書記を置く。

- 2 書記は、特別会員の中から会長が委嘱する。
- 3 書記は、会長の命を受けて庶務及び会計の事務を処理する。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、年度始めに次の事項を審議する。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 役員の選出に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) 本会の事業に関すること。
- 4 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任することができる。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて開催する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は年額 20, 000 円を一口とし、各年度始めに納入する。
- (2) 賛助会員の会費は、一時会費とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第14条 本会の事務は、学務課において処理する。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、総会の議を経て行う。

附 則

この会則は、令和6年9月1日から施行する。